

令和元年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果（群馬県版）について

厚生労働省が、本日、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する全国の調査結果を公表したことから、これに併せて、県において作成した「群馬県版」を公表します。

概要は次のとおりです。

※ 割合（％）は四捨五入しているため、内訳計が 100％に合わない場合があります。

1 養介護施設従事者等による高齢者虐待（市町村、県における対応状況等）

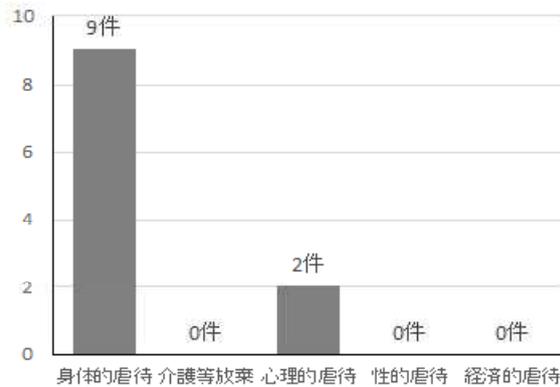
（1）相談・通報件数及び虐待の事実が認められた件数

	相談・通報対応件数		虐待の事実が認められた件数	
	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度
市町村が受理	42	18	8 (9)	5 (5)
県が受理	3	6	0 (0)	0 (0)
合計	45	24	8 (9)	5 (5)

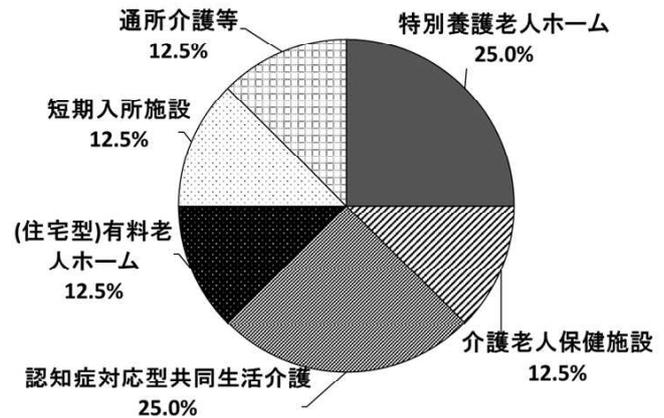
()は被虐待者数

（2）虐待の状況

【虐待の種別】（複数回答）



【虐待のあった施設、事業所の種別】



(3) 事実確認・虐待の状況

・事例番号	事 例				
	1	2	3	4	5
・被虐待者の性別	女	女	男	男	男
・被虐待者の年齢階級	95～99歳	75～79歳	80～84歳	95～99歳	85～89歳
・被虐待者の要介護度	要介護5	要介護3	要介護3	要介護5	要介護3
・虐待の種別	身体的虐待	身体的虐待	身体的虐待	身体的虐待	身体的虐待
・虐待のあった施設、事業所の種別	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	(住宅型)有料老人ホーム	認知症対応型共同生活介護
・虐待を行った従事者の職種	介護職	介護職	看護職	その他	介護職
・虐待に対して取った措置	改善指導	改善指導	改善勧告	改善指導	改善勧告

・事例番号	事 例		
	6	7	8
・被虐待者の性別	女(2名)	男	女
・被虐待者の年齢階級	85～89歳 80～84歳	80～84歳	70～74歳
・被虐待者の要介護度	要介護3、5	要介護3	要介護2
・虐待の種別	身体的虐待、 心理的虐待	身体的虐待	身体的虐待
・虐待のあった施設、事業所の種別	認知症対応型共同生活介護	短期入所施設	通所介護等
・虐待を行った従事者の職種	介護職	その他	介護職
・虐待に対して取った措置	改善指導	改善勧告	改善指導

2 養護者による高齢者虐待(市町村における対応状況等)

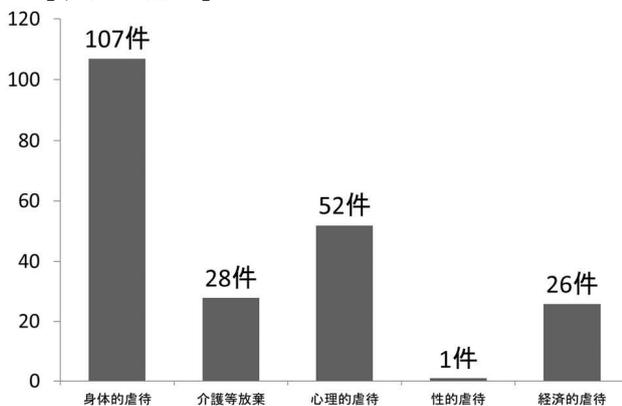
(1) 相談・通報件数及び虐待の事実が認められた件数

	相談・通報対応件数		虐待の事実が認められた件数	
	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度
市町村が受理	293	242	129(132)	133(135)

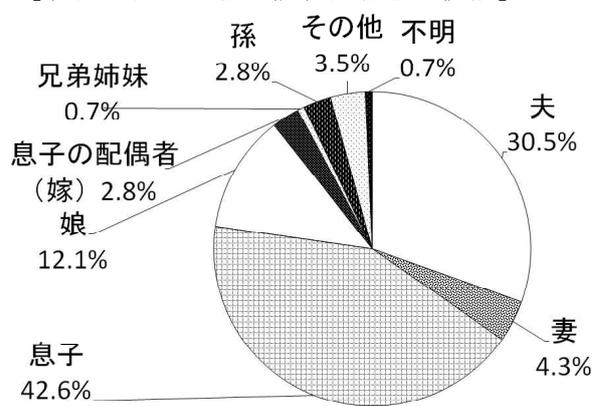
()は被虐待者数

(2) 虐待の状況

【虐待の種別】



【虐待を行った者の被虐待者との続柄】



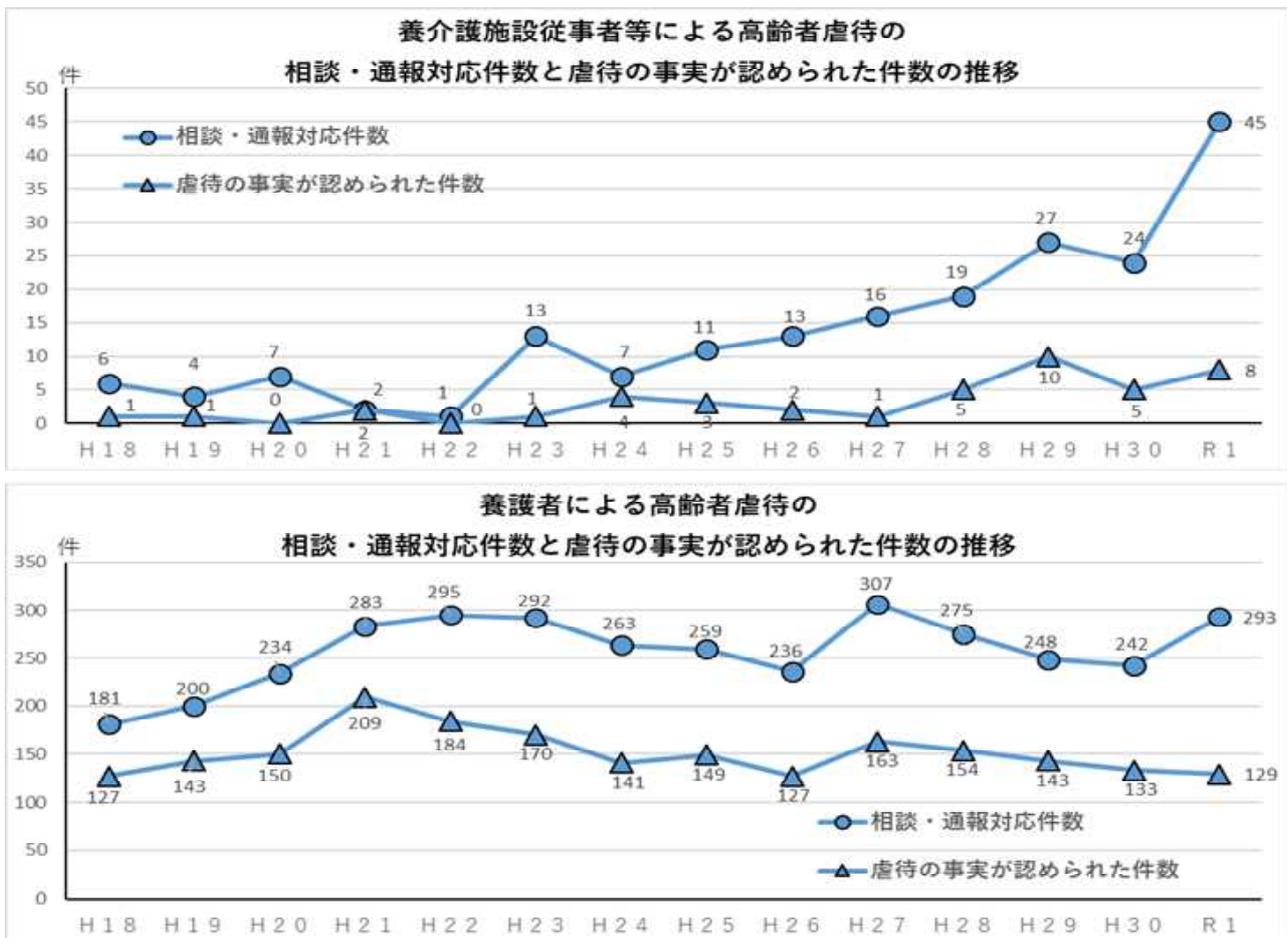
注：虐待の種別には重複がある。

【虐待の程度の深刻度】

「1-生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等」から「5-生命・身体・生命に関する重大な危険」までの5段階で評価

虐待の程度の深刻度	人数	構成割合 (%)
5-生命・身体・生活に関する重大な危険	22	16.7
4	6	4.5
3-生命・身体・生活に著しい影響	50	37.9
2	22	16.7
1-生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等	32	24.2
合計	132	100.0
(うち、虐待等により死亡に至った事例)	1	—

3 相談・通報対応件数、虐待の事実が認められた件数の年度別推移



4 県の対応

県では、国・地方公共団体を通じた高齢者虐待の防止に対する体制整備が求められている観点から、虐待対応を行う市町村からの相談に弁護士、司法書士及び社会福祉士が応じる専門窓口の設置及び当該専門職の派遣、研修会の開催など、市町村に対する助言や援助を行っています。さらに、関係機関や民間団体を通じた連携の強化、支援体制の整備に努めています。

令和元年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果（群馬県版）

令和元年度群馬県内における「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「法」という。）」に基づく対応状況等に関する調査結果の概要は以下のとおりであった。

1 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況等

「養介護施設」とは

- ・老人福祉法に規定される老人福祉施設（地域密着型施設も含む）、有料老人ホーム
- ・介護保険法に規定される介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域包括支援センター

「養介護事業」とは

- ・老人福祉法に規定される老人居宅生活支援事業
- ・介護保険法に規定される居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業

「養介護施設従事者等」とは

- ・「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者

(1) 相談・通報対応件数（表1）

県内35市町村及び県で受け付けた養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する相談・通報件数は45件であった。平成30年度は24件であった。

表1 相談・通報件数

	R1年度	H30年度	増減
市町村が受理	42	18	+24
県が受理	3	6	▲3
合計	45	24	+21

(2) 相談・通報者（表2）

相談・通報者の内訳は、「当該施設職員」16人、「当該施設元職員」「家族・親族」が各8人、「本人」5人、「その他」3人、「当該施設元職員」「都道府県」、「警察」が各2人、「介護支援専門員」、「地域包括支援センター職員」が各1人であった。

表2 相談・通報者（複数回答）

	本人による届出	家族・親族	当該施設職員	当該施設元職員	施設事業所の管理者	医療機関従事者（医師含）	介護支援専門員	介護相談員	地域包括支援センター職員	社会福祉協議会職員	国民健康保険団体連合会	県から連絡	警察	その他	不明	合計
人数	5	8	16	8	2	0	1	0	1	0	0	2	2	3	4	52
%	9.6	15.4	30.8	15.4	3.8	0.0	1.9	0.0	1.9	0.0	0.0	3.8	3.8	5.8	7.7	100.0

（注1） 相談・通報者には重複があるため、内訳の合計は相談・通報総数45件と一致しない。

(3) 事実確認・虐待の状況（表3）

訪問調査等の事実確認を行った結果、虐待の事実が認められた件数は8件であった。

なお、「虐待に該当する身体拘束」は0件、虐待の発生要因（複数回答）の主なものについては、「職員のストレス・感情コントロール」が8件、「職員の虐待や権利擁護、身体拘束に関する知識・意識の不足」が6件、「施設等の虐待防止等に向けた取組が不十分」「職員研修の機会や体制が不十分」「職員の高齢者介護や認知症ケア等に関する知識・技術不足」「職員の生活や資質の問題」が各5件であった。

表3 群馬県における養介護施設従事者等による虐待の状況

・事例番号	事 例				
	1	2	3	4	5
・被虐待者の性別	女	女	男	男	男
・被虐待者の年齢階級	95～99歳	75～79歳	80～84歳	95～99歳	85～89歳
・被虐待者の要介護度	要介護5	要介護3	要介護3	要介護5	要介護3
・虐待の種別	身体的虐待	身体的虐待	身体的虐待	身体的虐待	身体的虐待
・虐待のあった施設、事業所の種別	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	(住宅型)有料老人ホーム	認知症対応型共同生活介護
・虐待を行った従事者の職種	介護職	介護職	看護職	その他	介護職
・虐待に対して取った措置	改善指導	改善指導	改善勧告	改善指導	改善勧告

・事例番号	事 例		
	6	7	8
・被虐待者の性別	女(2名)	男	女
・被虐待者の年齢階級	85～89歳 80～84歳	80～84歳	70～74歳
・被虐待者の要介護度	要介護3、5	要介護3	要介護2
・虐待の種別	身体的虐待、 心理的虐待	身体的虐待	身体的虐待
・虐待のあった施設、事業所の種別	認知症対応型共同生活介護	短期入所施設	通所介護等
・虐待を行った従事者の職種	介護職	その他	介護職
・虐待に対して取った措置	改善指導	改善勧告	改善指導

2 養護者による高齢者虐待についての対応状況等（市町村における対応状況等）

養護者とは、「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」であり、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当する。

(1) 相談・通報対応件数（表4）

県内35市町村で受け付けた養護者による高齢者虐待に関する相談・通報件数は293件であった。平成30年度は242件であり、51件(21.0%)増加した。

表4 相談・通報件数

	R1年度	H30年度	増減(%)
件数	293	242	+51(21.0%)

(2) 相談・通報者（表5）

「警察」が20.6%と最も多く、次いで、「介護支援専門員」が19.4%、「当該市町村行政職員」が12.8%であった。

表5 相談・通報者（複数回答）

	介護支援専門員	介護保険事業所職員	医療機関従事者	近隣住民・知人	民生委員	被虐待者本人	家族・親族	虐待者自身	当該市町村行政職員	警察	その他	不明（匿名含む）	合計
人数	65	22	17	15	8	32	32	8	43	69	21	3	335
%	19.4	6.6	5.1	4.5	2.4	9.6	9.6	2.4	12.8	20.6	6.3	0.9	100.0

（注1） 相談・通報者には重複があるため、内訳の合計は相談・通報総数293件と一致しない。

(3) 事実確認の状況（表6）

「事実確認調査を行った事例」が93.1%、「事実確認調査を行っていない事例」が6.9%であった。事実確認調査を行った事例のうち、法第11条に基づく「立入調査により調査を行った事例」は2.0%であり、また、立入調査以外の方法により調査を行った事例のうち、「訪問調査を行った事例」が60.7%、「関係者からの情報収集のみで調査を行った事例」が30.4%であった。

事実確認を行っていない事例の内訳は、「相談・通報を受理した段階で明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例」が5.6%、「後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の可否を検討中の事例」が1.3%である。

表6 事実確認の実施状況

	件数	（うち令和元	（うち平成30	構成割合（%）
		年度内に通報・相談）	年度までに通報・相談）	
事実確認調査を行った事例	282	272	10	93.1
立入調査以外の方法により調査を行った事例	276	267	9	(91.1)
訪問調査を行った事例	184	178	6	[60.7]
関係者からの情報収集のみで調査を行った事例	92	89	3	[30.4]
立入調査により調査を行った事例	6	5	1	(2.0)
警察が同行した事例	3	3	0	[1.0]
警察に援助要請したが同行はなかった事例	0	0	0	[0.0]
援助要請をしなかった事例	3	2	1	[1.0]
事実確認調査を行っていない事例	21	21	0	6.9
相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	17	17	0	(5.6)
相談・通報を受理し、後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の可否を検討中の事例	4	4	0	(1.3)
合計	303	293	10	100.0

(4) 事実確認調査の結果（表7）

事実確認の結果、市町村が虐待を受けた又は受けたと判断した事例（以下「虐待判断事例」という。）の件数は129件であった。平成30年度は133件であり、4件（3.0%）減少した。

表7 事実確認調査の結果

	件数	構成割合(%)
虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例	129	45.7
虐待ではないと判断した事例	46	16.3
虐待の判断に至らなかった事例	107	37.9
合計	282	100.0

(5) 虐待の発生要因 (表8)

最も回答が多い要因は「虐待者側の性格や人格(に基づく言動)」の77.5%、次いで、「被虐待者との虐待発生までの人間関係」の66.7%、「虐待者側の精神状態が安定していない」の64.3%、「虐待者側の理解力の不足や低下」の56.6%、「(虐待者以外の)他家族との関係の悪さほか家族関係の問題」が50.4%の順であった。

表8 虐待の発生要因(複数回答)

		件数	構成割合(%)
虐待者側の 要因	a) 介護疲れ・介護ストレス	57	44.2
	b) 虐待者の介護力の低下や不足	57	44.2
	c) 孤立・補助介護者の不在等	46	35.7
	d) 「介護は家族がすべき」といった周囲の声、世間体に対するストレスやプレッシャー	17	13.2
	e) 知識や情報の不足	54	41.9
	f) 理解力の不足や低下	73	56.6
	g) 虐待者の外部サービス利用への抵抗感	43	33.3
	h) 障害・疾病	44	34.1
	i) 精神状態が安定していない	83	64.3
	j) 性格や人格(に基づく言動)	100	77.5
	k) ひきこもり	19	14.7
	l) 被虐待者との虐待発生までの人間関係	86	66.7
	m) 飲酒	33	25.6
	n) ギャンブル	7	5.4
o) その他	17	13.2	
被虐待者の 状況	a) 認知症の症状	62	48.1
	b) 精神障害(疑いを含む)、高次脳機能障害、知的障害、認知機能の低下	47	36.4
	c) 身体的自立度の低さ	55	42.6
	d) 排泄介助の困難さ	39	30.2
	e) 外部サービス利用に抵抗感がある	26	20.2
	f) 性格や人格(に基づく言動)	48	37.2
	g) その他	8	6.2
家庭の要因	a) 経済的困窮(経済的問題)	49	38.0
	b) 家庭内の経済的利害関係(財産、相続)	42	32.6
	c) (虐待者以外の)他家族との関係の悪さほか家族関係の問題	65	50.4
	d) (虐待者以外の)配偶者や家族・親族の無関心、無理解、非協力	47	36.4
	e) その他	8	6.2
その他	a) ケアサービスの不足の問題	48	37.2
	b) ケアサービスのミスマッチ等マネジメントの問題	12	9.3
	c) その他	1	0.8

(注1) 虐待の発生要因には重複があるため、件数の合計は虐待判断事例129件と一致しない。

(注2) 構成割合(%)は虐待判断事例129件に対する割合であるため、100%にならない。

以下、虐待判断事例件数129件を対象に、虐待の内容、被虐待高齢者の状況及び虐待への対応策等について集計を行った。

なお、1件の事例に対し、被虐待高齢者が複数の場合があるため、虐待判断事例129件に対し、被虐待高齢者の総数は132人であった。

(6) 虐待の内容

ア 虐待の種別 (表9)

「身体的虐待」が81.1%と最も多く、次いで「心理的虐待」が39.4%、「介護等放棄」が21.2%、「経済的虐待」が19.7%であった。

表9 虐待の種別 (複数回答)

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
人数	107	28	52	1	26
構成割合 (%)	81.1	21.2	39.4	0.8	19.7

(注1) 虐待の種別・類型には重複があるため、内訳の合計は被虐待高齢者総数132人と一致しない。

(注2) %は被虐待高齢者総数132人に対する割合であるため、100%にならない。

イ 虐待の程度の深刻度 (表10)

5段階評価で、「3-生命・身体・生活に著しい影響」が37.9%と最も多く、次いで「1-生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等」が24.2%であった。一方、最も深刻な「5-生命・身体・生活に関する重大な危険」は16.7%であった。

表10 虐待の程度の深刻度

	人数	構成割合 (%)
5-生命・身体・生活に関する重大な危険	22	16.7
4	6	4.5
3-生命・身体・生活に著しい影響	50	37.9
2	22	16.7
1-生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等	32	24.2
合計	132	100.0

(7) 被虐待高齢者の状況について

ア 性別及び年齢 (表11、表12)

性別では、「女性」が82.6%、「男性」が17.4%と「女性」が全体の約8割を占めていた。年齢階級別では、「75～79歳」「80～84歳」がともに23.5%と最も多くなっている。

表11 被虐待者の性別

	男	女	不明	合計
人数	23	109	0	132
構成割合 (%)	17.4	82.6	0.0	100.0

表12 被虐待者の年齢階級

	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	不明	合計
人数	11	20	31	31	26	13	0	132
構成割合 (%)	8.3	15.2	23.5	23.5	19.7	9.8	0.0	100.0

イ 要介護認定者数（表 1 3）

被虐待高齢者 1 3 2 人のうち、介護保険の利用申請を行い「認定済み」の者が 55.6%（7 9 人）であった。

表 1 3 被虐待者の要介護認定

	人数	構成割合 (%)
未申請	5 0	37.9
申請中	0	0.0
認定済み	7 9	59.8
認定非該当（自立）	3	2.3
不明	0	0.0
合計	1 3 2	100.0

ウ 要介護状態区分及び認知症日常生活自立度（表 1 4、表 1 5）

要介護認定者 7 9 人における要介護状態区分は、「要介護 1」が 30.4%と最も多く、次いで「要介護 2」が 20.3%、「要介護 3」が 13.9%の順であった。

また、要介護認定者における認知症日常生活自立度「Ⅱ以上」の者は 74.7%（5 9 人）であり、被虐待高齢者全体（1 3 2 人）の 44.7%を占めている。

表 1 4 被虐待者の要介護認定

	人数	構成割合 (%)
要支援 1	8	10.1
要支援 2	5	6.3
要介護 1	2 4	30.4
要介護 2	1 6	20.3
要介護 3	1 1	13.9
要介護 4	9	11.4
要介護 5	4	5.1
不明	2	2.5
合計	7 9	100.0

表 1 5 要介護認定者の認知症日常生活自立度

	人数	構成割合 (%)
自立又は認知症なし	6	7.6
自立度Ⅰ	1 1	13.9
自立度Ⅱ	3 2	40.5
自立度Ⅲ	1 2	15.2
自立度Ⅳ	5	6.3
自立度Ⅴ	3	3.8
認知症あるが自立度不明	7	8.9
自立度Ⅱ以上（再掲）	（5 9）	（74.7）
認知症の有無が不明	3	3.8
合計	7 9	100.0

エ 虐待者との同居・別居の状況（表 1 6）

「虐待者とのみ同居」が 53.8%、「虐待者及び他家族と同居」が 30.3%で、8 割以上が虐待者と同居であった。

表 1 6 被虐待高齢者における虐待者との同居の有無

	虐待者とのみ同居	虐待者及び他家族と同居	虐待者と別居	その他	不明	合計
件数	7 1	4 0	2 1	0	0	1 3 2
構成割合 (%)	53.8	30.3	15.9	0.0	0.0	100.0

オ 世帯構成（表 1 7）

「夫婦のみ世帯」が 34.8%と最も多く、次いで「未婚の子と同居」23.5%、「配偶者と離別・死別等した子と同居」13.6%、「子夫婦と同居」12.1%で、5 割程度が子と同居であった。

表17 世帯構成

	単 独 世 帯	夫 婦 の み 世 帯	未 婚 の 子 と 同 居	配 偶 者 と 離 別 ・ 死 別 等 し た 子 と 同 居	子 夫 婦 と 同 居	そ の 他 ①	そ の 他 ②	そ の 他 ③	不 明	合 計
件数	9	46	31	18	16	3	2	7	0	132
構成割合(%)	6.8	34.8	23.5	13.6	12.1	2.3	1.5	5.3	0.0	100.0

その他①：その他の親族と同居（子と同居せず、子以外の親族と同居している場合）

その他②：非親族と同居（二人以外の世帯員から成る世帯のうち、親族関係にない人がいる世帯）

その他③：その他（既婚の子も未婚の子も同居、本人が入所・入院、他の選択肢に該当しない場合）

カ 虐待者との関係（表18）

被虐待者からみた虐待者の続柄は、「息子」が42.6%と最も多く、次いで「夫」が30.5%、「娘」が12.1%の順であった。

表18 虐待者との関係（複数回答）

	夫	妻	息子	娘	息子の配 偶者(嫁)	娘の配 偶者(婿)	兄弟 姉妹	孫	その他	不明	合計
人数	43	6	60	17	4	0	1	4	5	1	141
構成割合(%)	30.5	4.3	42.6	12.1	2.8	0	0.7	2.8	3.5	0.7	100.0

（注）1件の事例に対し、虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例総数129件に対し、虐待者人数は141人であった。

キ 虐待者の年齢（表19）

虐待者の年齢階級は、「50～59歳」が24.1%と最も多く、次いで「70～79歳」が19.1%、「80歳以上」が17.0%の順であった。

表19 虐待者の年齢階級

	30歳未満	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳以上	不明	合計
人数	3	4	17	34	15	27	24	17	141
構成割合(%)	2.1	2.8	12.1	24.1	10.7	19.1	17.0	12.1	100.0

（注）虐待者の人数は、被虐待者ごとにカウントした延べ人数

（8）虐待への対応策

ア 分離の有無（表20）

平成30年度以前に虐待と判断され、対応が令和元年度にまたがった継続事例を含めた175人の被虐待高齢者に対する対応として「被虐待高齢者の保護として虐待者から分離を行った事例」が35.4%、「被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例」が39.4%であった。

表20 虐待への対応策としての分離の有無

	人数	構成割合(%)
被虐待高齢者の保護として虐待者からの分離を行った事例	62	35.4
被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例	69	39.4
現在対応について検討、調整中の事例	4	2.3
虐待判断時点で既に分離状態の事例(別居,入院,入所等)	30	17.1
その他	10	5.7
合 計	175	100.0

イ 分離を行った事例における最初に行った対応（表 2 1）

分離を行った事例における最初に行った対応は、「契約による介護保険サービスの利用」が 30.6%と最も多く、次いで、「老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置」が16.1%、「緊急一時保護」「上記以外の住まい・施設等の利用」が14.5%であった。

表 2 1 分離を行った事例の対応の内訳（最初に行った対応）

	人数	構成割合 (%)	面会制限を行った事例(内数)
契約による介護保険サービスの利用	19	30.6	8
老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	10	16.1	8
緊急一時保護	9	14.5	8
医療機関への一時入院	7	11.3	1
上記以外の住まい・施設等の利用	9	14.5	3
虐待者を高齢者から分離(転居等)	1	1.6	1
その他	7	11.3	3
合 計	62	100.0	32

ウ 分離していない事例の対応の内訳（表 2 2）

分離していない事例における対応では、「養護者に対する助言・指導」が49.3%と最も多く、次いで「経過観察（見守り）」が34.8%、「既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し」が24.6%であった。

表 2 2 分離を行っていない事例の対応の内訳（複数回答）

	人数	構成割合 (%)
養護者に対する助言・指導	34	49.3
養護者が介護負担軽減のための事業に参加	0	0.0
被虐待者が新たに介護保険サービスを利用	6	8.7
既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し	17	24.6
被虐待者が介護保険サービス以外のサービスを利用	3	4.3
その他	12	17.4
経過観察（見守り）	24	34.8
合 計（累 計）	96	—

（注 1） 構成割合は分離を行っていない事例における 69 人に対するもの。

（注 2） 複数の対応を行っている事例があるため、合計は 69 人に一致しない。

エ 権利擁護に関する対応

権利擁護に関する対応として、成年後見制度及び日常生活自立支援事業の利用状況について把握した。成年後見制度については、「利用開始済み」は 3 人、「利用手続き中」が 2 人であり、この人のうち市町村長申し立ての事例は 3 人であった。

一方、「日常生活自立支援事業の開始」は 2 人であった。

(9) 虐待等による死亡事例

令和元年度において、「養護者（介護している親族を含む）による事例で、被介護者が 65 歳以上、かつ虐待等により死亡に至った事例」のうち、市町村で把握している事例については 1 件であった。

ア 事件形態、事件数及び被害者数

「養護者による被養護者の殺人」が1件、1人であった。

イ 被害者、加害者の性別及び続柄

被害者の性別は「男性」1人であり、年齢は「75～79歳」であった。

加害者の性別は「男性」1人、年齢は「40～49歳」であり、続柄は「息子」であった。

ウ 被害者の介護保険サービスの利用状況

被害者の介護サービスの利用状況は、「介護サービスを受けている」であった。

3 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について

市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について、項目ごとの実施率をみると、「高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知」が28市町村（80.0%）と最も高く、次いで、「成年後見制度の市区町村長申立が円滑にできるよう役所・役場内の体制強化」「居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の養護を図るための早期発見の取組や相談等」が25市町村（71.4%）、「虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言」が24市町村（68.6%）、「独自の高齢者虐待対応マニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成」「老人福祉法による措置に必要な居室確保のための関係機関との調整」が23市町村（65.7%）となっている。

表23 市町村における体制整備等に関する状況（令和元年度末現在）

		実施済み	未実施	H30年度 実施済み
高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知（調査対象年度中）	市町村数	28	7	25
	構成割合(%)	80.0	20.0	71.4
地域包括支援センター等の関係者へ的高齢者虐待に関する研修（調査対象年度中）	市町村数	20	15	22
	構成割合(%)	57.1	42.9	62.9
高齢者虐待について、講演会や市町村広報誌等による、住民への啓発活動（調査対象年度中）	市町村数	19	16	19
	構成割合(%)	54.3	45.7	54.3
居宅介護サービス事業者に高齢者虐待防止法について周知（調査対象年度中）	市町村数	18	17	19
	構成割合(%)	51.4	48.6	54.3
介護保険施設に高齢者虐待防止法について周知（調査対象年度中）	市町村数	17	18	18
	構成割合(%)	48.6	51.4	51.4
独自の高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	市町村数	23	12	17
	構成割合(%)	65.7	34.3	48.6
民生委員、住民、社会福祉協議会等からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	市町村数	18	17	15
	構成割合(%)	51.4	48.6	42.9
介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組	市町村数	8	27	7
	構成割合(%)	22.9	77.1	20.0
行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組	市町村数	8	27	8
	構成割合(%)	22.9	77.1	22.9
成年後見制度の市区町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化	市町村数	25	10	26
	構成割合(%)	71.4	28.6	74.3
地域における権利擁護・成年後見体制の整備に向けた中核機関の立ち上げ・体制整備	市町村数	12	23	—
	構成割合(%)	34.3	65.7	—
高齢者虐待防止法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署担当者との協議	市町村数	13	22	14
	構成割合(%)	37.1	62.9	40.0
老人福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との調整	市町村数	23	12	21
	構成割合(%)	65.7	34.3	60.0
高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう生活困窮者支援、DV担当課等の役所・役場内の体制強化	市町村数	21	14	—
	構成割合(%)	60.0	40.0	—
高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう保健所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター等の関係機関との連携強化	市町村数	11	24	—
	構成割合(%)	31.4	68.6	—
虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言	市町村数	24	11	22
	構成割合(%)	68.6	31.4	62.9
居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の養護を図るための早期発見の取組や相談等	市町村数	25	10	21
	構成割合(%)	71.4	28.6	60.0